

4.避難所の開設と運営

避難所の開設・運営方法は【避難所運営マニュアル】を基に実施しますが、以下において実施する主体を明確にし、迅速かつ円滑な運営を目指します。

	開設する自治会連合会(自主防災組織)等が実施すること	運営する自治会連合会(自主防災組織)等が実施すること
(1)避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、甚大な被害が想定される場合は、避難所運営マニュアルに基づき、先ずは地域住民の避難を想定し、指定避難所を開設して避難者受入れの準備を行います。 ・広域避難受入れの要請が市の災害対策本部からあった時点で、他地域からの避難者受入のための準備に着手します。但し、当該地域において大規模火災が発生し、多数の避難者が発生するなど、他地域からの避難を受け入れられる状況にない場合、又は避難所となる施設が大きな被害を受けて避難所として使用できない状況の場合は、その旨を市の災害対策本部に報告します。 ・避難所を設営するにあたっては、開設する地区の避難者の状況を把握し、必要な避難スペースを確保します。 ・車での避難者に対応するため、駐車区画の整理を行います。 ・市の災害対策本部に避難所の開設状況や避難者の状況等を適宜、報告します。 	
(2)避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は公的支援のもとで、住民の自治により運営します。
(3)物資の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・供給される物資等について、受入場所や受け入れ方法、在宅避難者と避難所避難者への配分など、物資等の配付方針を双方の自主防災組織等が協議します。 ・必要な物資等を把握し、市の災害対策本部等に要求するための体制を整えます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄している水、食料、物資の状態や数を確認します。 ・避難者と在宅避難者を把握するとともに、供給される物資等の保管場所を確保し、配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況を把握するとともに、供給される物資等の保管場所を確保し、配布します。
(4)避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者から提出された登録票を避難者名簿として取りまとめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の人数や個々の状況を確認し、避難生活に必要な対応(食事の手配など)を適切に実施するため、避難者名簿を管理します。
(5)要支援者の支援		<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した後は、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することも想定され、混乱を極める中でも要配慮者に配慮した避難所の運営を行っていただく必要があります。
(6)市外の避難施設の開設・運営		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び初期段階の避難所運営は、避難先市町の協力により行うものとしませんが、その後、避難所に本市の職員を配置するとともに、避難者の自治による運営に移行します。